

平成23年 11月21日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 平成23年分年末調整における改正点

扶養控除等の控除額の改正など

### 《扶養控除の改正》

- ①16歳未満 38万円の控除額 → 廃止
- ②16歳以上19歳未満 63万円の控除額 → 38万円に減額
- ③19歳以上23歳未満 63万円の控除額(改正なし)
- ④23歳以上70歳未満 38万円の控除額(改正なし)
- ⑤70歳以上 48万円の控除額(改正なし)
- ⑥同居老人扶養親族の加算額 10万円の加算(改正なし)
- ⑦同居特別障害者の加算額 35万円の加算が → 廃止

\* 毎年「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に必要事項をご記入いただいておりますが、地方税法の改正により「住民税に関する事項」の欄が設けられ、年齢16歳未満の扶養親族「年少扶養親族」を記入するようになりました。

### 《配偶者控除の改正》

- ①70歳未満 38万円の控除額(改正なし)
- ②70歳以上 48万円の控除額(改正なし)
- ③同居特別障害者の場合の加算額 35万円の加算 → 廃止

### 《障害者控除の改正》

- ①本人が一般障害者の場合 27万円の控除額(改正なし)
- ②本人が特別障害者の場合 40万円の控除額(改正なし)
- ③障害者の扶養親族又は控除対象配偶者を有する場合で  
一般障害者 27万円の控除額(改正なし)  
同居以外の特別障害者 40万円の控除額(改正なし)  
同居特別障害者 40万円の控除額 → 75万円(35万円の増額)

### 《震災特例法の適用》

以前よりローン控除を受けていた人が、東日本大震災によって被害を受けたことにより住む事が出来なくなった場合、その年分以降の残りの適用期間についても住宅借入金等の残高がある場合には、ローン控除を引き続き受けることができるようになりました。

◎「年末調整には次の証明書の添付又は提示が必要」 → イ)国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、ロ)小規模企業共済等掛金、ハ)一般の生命保険料で本年中に支払った一契約の保険料の金額が9,000円を超えるもの、ニ)個人年金保険料、ホ)地震保険料等